

全国



第 2118 号
2119
2120

ぜんこくしぎかいじゅんぽう

市議会旬報

令和2年 5月15日
(2020年)

毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03 (3262) 5234
旬報 TEL 03 (3262) 2309
発行人 滝本 純生
http://www.si-gichokai.jp



議長会HP

緊急要望

医療体制強化、 経済対策 新型コロナウイルス対策で

感染者が急速な勢いで世界中に拡大している新型コロナウイルス。国内でも感染者が増加の一途をたどり、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしていることに鑑み4月24日、本会（会長・野尻哲雄大分市議会議長）は「新型コロナウイルス対策に関する緊急要望」を、全国市議会議長会指定都市協議会（会長・岩井雅夫千葉市議会議長）は「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」を政府・与党に提出した。

新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、4月7日、安倍晋三首相は新型インフルエンザ等特別措置法に基づき7都府県に「緊急事態宣言」を発令。その後、同16日には、対象地域を全国に広げ、7都府県と同程度に蔓延が進んでいると考

えられる地域を「特定警戒都道府県」として指定した。しかし、感染者は急増し、収束の見通しが立たず、国民の健康不安や感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。本会、指定協はともに

▽検査機関や医療機関でPCR検査機器の導入を支援し、必要な検査が確実に受けられる体制を確保し、感染の拡大防止を図ること▽医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の確立▽小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下防止等に対する十分な財政措置▽雇用維持と事業継続の確保など経済対策一について求めた。

指定協の提言ではまた、国民の2割が全国20の指定都市に居住し、そのうちの13市が特定警戒

第96回定期総会 書面開催へ

5月27日に東京国際フォーラム(東京・千代田区)で開催を予定しておりました本会第96回定期総会ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大と、これに伴う全国への「緊急事態宣言」の発令を受け、4月15日付本会文書の通り、書面会議で開催することといたしました。

また、下記開催の会議につきましても書面開催とさせていただきます。

- 5月26日 第223回部会長会議
第219回理事会
- 5月28日 市議会議員共済会令和2年度
第1回理事会
第120回代議員会

何卒、事情をご察いただきますようお願い申し上げます。

都道府県にあることを指摘し、「高度な都市機能と多様な産業が集積する中核都市として、感染拡大の防止と地域経済の再生に果たす役割は極めて大きい」として、国などと緊密に連携して事態の解決に臨む決意を表明。指定都市をはじめ大都市圏は、人口及び人口密度が高く、交通の要所であることも踏まえ、全国の感染拡大の起点となることのないよう「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の必要額の全額確保を求めた。
(10〜12面に全文掲載)

「緊急事態宣言」 5月末まで延長

未まで延長することを決めた。

政府は5月4日、全国で相当数の新たな感染者が確認され、引き続き感染拡大を防止する必要性から、6日が期限だった

「緊急事態宣言」を同月14日をめぐりに中間評価を実施する。

Web会議で開催 地制調専門小委

第32次地方制度調査会の第37回専門小委員会が4月23日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、Web会議方式で開かれた。本会の野尻哲雄会長は大分市議会議長室で、パソコンと向き合っており、2時間超に及んだ会議に参加、意見交換を行った。
(記事2面)

調 制 地
「広域連携」

本会 要綱見直し要望 法制化牽制、「市町村は対等」

第32次地方制度調査会
は4月23日、第37回専門
小委員会を開き、先に提
示した広域連携などを内
容とする論点整理案に対
し、地方六団体から意見
を聴取した。各団体は広
域連携について法制化の
狙いがうかがえるとして
牽制。「市町村は対等が
基本」と強調する本会
は、市町村が「共同」し
て広域連携に向き合える
よう、現在の定住自立



Web会議システムで専門小委に参加する野尻会長
(写真提供：大分市議会)

圏・連携
中枢都市
圏構想を
念頭に、
要綱の見
直しを進
めること
が必要と
訴えた。
論点整
理案で
は、都市
生活機能
等の確保
のための
自主的な
連携の際



当日のWeb会議の状況(左端が野尻会長)
(写真提供：総務省)

し、市町村の十分な参画
を担保する「仕組み」を
設けることを提案、中心
的な役割を担う市町村
(連携計画作成市町村)
による合意形成過程の
ルール化や、進捗管理へ

の適切な関与などの取り
組みを例示している。
この日の専門小委員会
に出席した野尻哲雄会長
(大分市)は意見表明で
まず、「住民が必要とす
る広域的な事務事業につ
いては積極的に連携を進
める」という本会の基本
姿勢を強調。
さらに、示された論点
整理案に対して「実態は、
『中心市』主導、『周辺市
町村』参
画の関係
を法制化
で推進し
たいとい
う思考が
見え隠れ
する」と
問題点を
指摘し、
「中心市
と周辺市
町村の関
係は対等
を基本に
現場に任
せること
が適当だ」と述べた。
同会長はその上で、広
域連携を円滑に進めるた
め①関係市町村に「主
導・参画」の関係だけで
なく、「共同」方式の選
択も可能にする要綱の見
直しを進める②中心市と
周辺市町村との意思疎通
強化は要綱レベルで図る
③都道府県から権限移譲
を受ける団体は「連携計
画作成市町村」と特定せ
ず、市町村一般の権能と
する④都道府県に対する
申請は権限移譲される区
域の近隣市町村も共同申
請する形にする⑤中心市
を含む関係市町村の役割
に応じた適切な財政措置
を講じる⑥都道府県から
押し付けできない工夫を
する―ことを求めた。
意見表明に立ったほか
の地方団体代表も軒並み
警戒感や注目を表明。
「法制化を意味するな
ら圏域行政の制度化と言
わざるを得ない。中心市
が法律に位置付けられる
とそこに権限と財源が
集まりやすくなる」(全
国町村議会議長会)「将
来、周辺市町村の衰退が
確実に進む」(全国町村
会)などと反発した。「実
績のある現行の連携の仕
組みを活用すべきだ」(全
国市長会)「市町村の選
択の幅を広げてほしい」
(全国知事会)などの注
文や要望も出た。
本会や全国町村議会議
長会はまだ、広域連携へ
の議会の関わり方につい
て、圏域のビジョン策定
や、その進捗プロセスで、
議会の議決を必要とする
よう地方自治法第96条第
2項を活用することを提
案した。

野尻会長はまた、第33
次調査会に向けた要望に
も触れ、「厚生年金制度
への地方議員加入」「議
員の位置付け明確化」「小
規模市町村での議員報酬
引き上げ」について検討
課題に入れるよう求め
た。

野尻会長発言要旨 — 第32次地方制度調査会第37回専門小委員会 —**▼ 市町村の主体性尊重を**

- ・ 本会は、住民の立場から必要な広域的な事務事業については「連携中枢都市圏」「定住自立圏」構想に限らず、積極的に連携を進めていく
- ・ 広域連携の「場」と「進め方」は市町村の主体的判断に任せてほしい

▼ 「主導」「参画」だけでない

- ・ 広域連合など過去に法制化された多様な連携手法について問題点、改善策の検討を
- ・ 中心市と周辺市町村は「主導」「参画」の関係だけではない。「共同」もある
- ・ 中心市と周辺市町村で意思疎通が上手くいかないのは、要綱が「主導」方式だけを取ることに大きな原因がある
- ・ 中心市と周辺市町村の関係は「対等」を基本に現場に任せることが適当

▼ 法制化は軋轢の元

- ・ 論点整理案では、「主導」「参画」関係をより強い縛りで推進したい、中心市を法律に位置づけ、「定住自立圏」等の構想を要綱から法律へ格上げしたいとの思惑が見え隠れする
- ・ 中心市への地方交付税が拡充される一方、広域連携に消極的な選択をした市町村が財政的に不利益を被ることも
- ・ 「地域の自主的選択」を建前とした中央集権的な進め方では平成の大合併を連想させる

▼ 要綱見直しが必要

- ・ 円滑な合意形成のためには、関係市町村の「共同」方式も選択できる要綱見直しが必要
- ・ 都道府県から権限移譲を受ける団体は「連携計画作成市町村」と特定せず、市町村一般の権能とすることが適当
- ・ 都道府県から押し付けできない工夫が必要

▼ 議決事件に

- ・ ビジョン策定、進捗プロセスで、議会の議決事件の追加条項（地方自治法第96条2項）活用を。要綱改正で議会の関与拡大明記を要望

▼ 多様な人材参画促進

- ・ 厚生年金への地方議員加入実現について、今後の検討課題に位置付けを
- ・ 議員の位置付け明確化について、次期調査会で法制的検討を深めるよう要望
- ・ 小規模市町村の議員報酬について、地域実情に応じた適正水準への引き上げへ向け、地方財政措置の必要性指摘を

9議 地方 地長

新会長・議案を決定 各総会 書面開催

全国の9地方市議会議長会は4月16日から30日にかけて、定期総会を書面会議によって開催。新会長はじめ役員を改選、各支部・都府県市議会議長会提出議案を審議・決定した。決定議案のうち、各3件以内を部会提出議案として、本会第96回定期総会へ上程する(うち赤字)。

北海道市議会議長会



五十嵐北海道議長会 会長 (札幌市)

新会長には、会則に基づき、五十嵐徳美札幌市議会議長を選任した。

東北市議会議長会



長谷川東北議長会 会長 (青森市)

新会長には、会則に基づき、長谷川章悦青森市議会議長を選任した。

各支部提出議案

①北海道新幹線の建設促進(道西支部) ②並行在来線への支援措置(道南支部) ③北方領土問題の早期解決等④北海道の道路整備について(予備) ⑤地域医療体制の充実確保(以上、道東支部)

各県提出議案

①道路交通環境の整備促進②港湾の整備促進及び空港の機能拡充③観光対策の促進(以上、青森県) ④国際リニアコライダの誘致実現⑤被災(移転)跡地の利活用に係る予算枠の確保など⑥

地域医療体制の確保(以上、岩手県) ⑦東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応⑧医療費助成制度の充実強化⑨水道施設に対する財政支援(以上、宮城県) ⑩高速交通体系の整備促進⑪医師確保と地域への均衡ある医師配置⑫過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策の継続(以上、秋田県) ⑬道路網の整備促進

旧・復興加速化のための支援⑭令和元年東日本台風被害に係る支援(予備) ⑮幼児教育・保育の公的負担化(無償化)等に伴う幼児教育・保育の量的拡充と質的向上(以上、福島県) 定期総会提出議案 ①東日本大震災からの早期復旧・復興(⑤・⑦・⑩を一括) ②原子力発電所事故災害への対応(⑦・⑩を一括) ③道路交通網の整備促進(①・⑩・⑬を一括)

北信越市議会議長会



丸山北信越議長会 会長 (長岡市)

新会長には、会則に基づき、丸山広司長岡市議会議長を選任した。

各県提出議案

①日本海沿岸東北自動車道の整備促進②上越新

幹線及び北陸新幹線と信越本線等との確実性・速達性の高い接続の実現③大河津分水路改修事業の早期完了及び信濃川の早期堤防強化④深刻な医師不足等の解消策の確立・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた財政支援の拡充及び地域医療構想の進め方(以上、新潟県) ⑤高規格幹線道路を含む広域道路ネットワークの整備促進⑥農業農村整備事業関連予算の確保⑦公共施設等適正管理推進事業債の措置期限の延長⑧緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充(以上、富山県) ⑨原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保⑩北陸新幹線の早期完成等⑪橋梁の老朽化対策への支援

関東市議会議長会



金丸関東議長会 会長 (甲府市)

新会長には、会則に基づき、金丸三郎甲府市議会議長を選任した。

都県提出議案

①がん検診への支援の充実②都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充(以上、東京都) ③令和元年台風第19号災害からの復興・復旧(埼玉県)

④地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充（予備）（茨城県）

東海市議会議長会

新会長には、会則に基づき、大野一生岐阜市議会議長を選任した。



大野東海議長会会長
(岐阜市)

各県提出議案

①土砂の埋立てに関する法整備（静岡県）②子ども医療費助成制度の創設（愛知県）③地域運営組織への支援にかかる財政措置（三重県）④水道事業の財政支援の強化等（予備）（岐阜県）

近畿市議会議長会

新会長には、会則に基づき、天野俊宏向日市議会議長を選任した。

各支部提出議案
①防災・減災対策の充



天野近畿議長会会長
(向日市)

中国市議会議長会

新会長には、会則に基づき、早川佳行福山市議会議長を選任した（令和2年4月30日任期満了）。



早川中国議長会会長
(福山市)

各県提出議案

①北朝鮮による拉致被害者の早期帰国の実現と調査の徹底（予備）②情報通信基盤の整備に係る抜本的対策の推進、予算

の確保等③中海の漁業振興（以上、鳥取県）④山陰への高速鉄道の実現⑤防災・減災対策の充実強化⑥鳥獣被害防止対策の推進と交付金の拡充（以上、島根県）⑦新たな過疎対策法の制定⑧外国人労働者の受入拡大に伴う多文化共生社会の構築⑨農地転用許可制度の柔軟な運用による土地利用の促進（以上、岡山県）⑩鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化に対する支援⑪豊かな瀬戸内海の再生⑫安全・安心で質の高い医療・介護を実現するための人手不足の解消と労働環境の改善（以上、広島県）⑬水道事業の広域連携に対する財政支援体制の確立⑭河川事業の内水対策に係る財政的支援⑮放課後児童クラブ運営費の負担割合の見直し（以上、山口県）

新会長には、会則に基づき、清水宣郎松山市議会議長を選任した。



清水四国議長会会長
(松山市)

各県提出議案

①幼児教育・保育の無償化に伴う財源の確保②社会資本整備事業及び防災・減災対策事業に対する予算の確保及び支援制度の継続等③地域医療体制の整備等（以上、徳島県）④自治会の加入促進に向けた取り組み⑤会計年度任用職員制度に係る財源措置⑥介護保険制度の見直しの実施（以上、香川県）⑦子ども医療費助成制度の創設（予備）⑧医師確保対策と救急医療体制の充実⑨マイナンバーが付番されていない海外勤務者（住民票を持たない非居住者）のマイナンバー取得方法（以

上、愛媛県）⑩新型コロナウイルス感染症対策⑪緊急防災・減災事業債制度の期間延長⑫太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用（以上、高知県）

九州市議会議長会

新会長には、会則に基づき、中川義行宮崎市議会議長を選任した。



中川九州議長会会長
(宮崎市)

各県提出議案

①教育ICTの環境整備②少人数学級の推進に係る学級編制標準の見直し及び自治体の負担軽減③地域公共交通に対する財政支援等（以上、福岡県）④自衛官候補生募集に必要な対象者情報の提供手続きの統一⑤空き家等対策推進における家屋相続登記の義務化⑥幹線

交通網の整備促進（以上、佐賀県）⑦都市財政の充実強化⑧西九州地域の交通網の整備促進⑨離島振興（以上、長崎県）⑩地域医療を支える医師確保対策の充実強化⑪中九州地域の交通網の整備促進（以上、熊本県）⑫東九州地域の広域交通網の整備促進⑬豪雨災害からの早期復旧等及び災害復旧事業の財政措置（以上、大分県）⑭地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置⑮農林水産業の振興対策（予備）⑯宮崎県の高速度道路等交通網の早期整備（以上、宮崎県）⑰地域医療の確保⑱農林漁業の振興対策⑲南九州地域の交通網の整備促進（以上、鹿児島県）⑳日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減㉑鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入（以上、沖縄県）

四国市議会議長会

令和元年度要望結果

③

多様な人材を議会へ引き続き要望

地方行政委員会

※会長提出議案で扱われた項目は前号および前々号に掲載。

1 地方分改革の推進

(1) 国の出先機関改革

事務・権限の必要性を精査した上で、基礎自治体の意見を十分踏まえた出先機関改革を実現することを要望。

令和元年度地方分権改革有識者会議等において出先機関改革についての検討は行われなかった。

(2) 「国と地方の協議の場」における実効性のある運営

「国と地方の協議の場」の地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項について、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある

2 地方創生の推進

(1) 地方創生を総合的に

運営を行うことを要望。3回にわたって行われた元年中の国と地方の協議の場には本会会長が出席。「骨太の方針」の策定、地方創生および地方分権改革の推進、2年度予算編成および地方財政対策について協議した。

また、2年3月10日には、臨時の国と地方の協議の場を開催。新型コロナウイルス感染症について協議が行われた。詳細は第2115号1面参照。

(2) 政府関係機関の地方

支援する地方債の創設、特別な地方債を創設し、元利償還金への交付税措置を要望したが、実現に至らなかった。

政府関係機関の地方

第2期「まち・ひと・

移転の早期実現

政府関係機関の地方移

転について、「政府関係

機関の地方移転にかかる

今後の取組について」等

に沿って検討及び検証を

しごと総合戦略」では、関係人口の創出・拡大と

して、特定の地域に継続的に関わる人口と、地域

に関わる企業を増やす取

り組みを進めることが盛

り込まれ、地方移住の裾

野拡大等に向けた関係人

口の創出・拡大、関係人

口になるきっかけ・土壌

づくり、受入地域におけ

る取組が進められる。

また、企業版ふるさと

納税の税額控除割合の引

き上げや手続簡素化など、

地方への企業の寄付によ

る地域とのつながり強化

が推進される。

都道府県単位による代表

が国政に参加することが

可能な選挙制度となるよ

う強く要望。

参議院比例代表選挙に

おける特定枠制度の導入

などの改革が行われたも

の、合区の解消には

至っていない。

4 多様な人材の市議

会への参画促進

(1) 今後の市町村議会の

あり方

国が検討する「集中専

門型議会」と「多数参画

型議会」という二つの新

たな議会を自主的に選択

る経費の全額措置

現在2分の1が財政措

置されている地方選挙に

おける投票時の移動支援

に要する経費について、

地方に負担を強いること

なく選挙人の投票機会を

確保するため、国政選挙

と同様の全額国費による

措置を要望したが、実現

には至っていない。

5 厚生年金への地方

議会議員の加入

地方議会の果たすべき

役割と責任がますます重

要となる中で、国民の幅

広い層からの政治参加や

地方議会における人材確

保の観点から、厚生年金

への地方議会議員の加入

のための法整備を早急に

実現するよう強く要望。

元年度も引き続き強力

に関係省庁や国会議員へ

要望したが、実現には

至っていない。

自民党の地方議会の課

題に関するPTでは、地

方議会議員の厚生年金加

入について、厚生年金の

適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきとした。

総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会では、地方議員のなり

手不足の要因の一つとして年金が取り上げられており、今後の審議動向が注目される。

本会から全国の市区議会に提出依頼している「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」は、2年1月10日現在、提出議会議数は815

市区議会議中362市区議会(44・4%)となった。

6 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等

会長提出議案「4」(2117号2、4面)参照。

7 消防防災体制の充実強化

(1) 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実の

ため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備への財政措置の充実強化を要望。

2年度消防庁予算では、一般会計163・4億円、被災地における消防体制の充実強化を図るための復興特別会計7・9億円、元年度補正予算に35・2億円を計上し、消防防災体制の強化を図る。緊急消防援助隊設備整備費補助金は前年同額の49・9億円を確保。

様々な災害に対応するための常備消防力等の強化として、消防防災施設整備費補助金13・5億円を確保。耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を推進する。

消防水利施設の整備に係る同補助金の配分にあたっては、元年11月発生

の首里城跡火災を踏まえ、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイ

ライン」に基づくものを整備する場合において

は特別に考慮する予定としている。

また、公共施設等の浸水対策推進のため、指定避難所や災害対策拠点施設等の浸水対策、洪水浸水区域等からの消防署(本部庁舎除く)の移転経費を新たに緊急防災・減災事業債の対象とした。

(2) 緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充

緊急防災・減災事業債制度の恒久化、対象事業および財政措置の拡充強化を要望。

事業債の期間延長は実現していないものの、2年度までに建設工事に着手した事業においては、翌年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとされた。

(3) 消防防災通信ネットワークの充実強化

線の整備促進およびデジタル化に伴う維持管理経費に対する財政措置の充実強化を要望。

2年度消防庁予算では、防災情報の伝達体制の強化に13・1億円を確保。ほか、地方公共団体等のニーズを踏まえたアラートの機能強化等を行うとした。

(4) 消防団の充実強化

安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化および団員の待遇改善のための財政措置の充実強化を要望。

2年度消防庁予算では、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化に23・5億円を確保。消防団の装備・訓練の充実強化や消防団への女性・若者等の加入促進、自主防災組織等の充実強化等の取り組みを推進するとした。

(5) 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防広域化の推進に対する必要な財政措置の充実強化を要望。

2年度消防庁予算では、消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業に1500万円が確保された。

8 過疎地域の自立促進

(1) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎対策事業債および辺地対策事業債の所要額確保、過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう地方交付税上の特段の措置の実施を要望。

2年度総務省予算では、過疎地域等自立活性化推進交付金に6・9億円を計上。うち、過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業に4億円、過疎地域等自立活性化推進事業に1・4億円、過疎地域集落再編整備事業に

0・9億円、過疎地域遊休施設再整備事業に0・6億円を計上した。

また、2年度地方債計画では、過疎対策事業債に4700億円、辺地対策事業債に510億円を計上した。

(2) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるための税制等の優遇措置の拡充・強化、税制優遇措置に伴う減収分の地方交付税による補てんを要望。

過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡する補てんを要望。

の、当該譲渡による譲渡益の一部に係る所得税又は法人税の課税を繰り延べる特例措置が3年度中まで延長された。

(3) 現行過疎法の失効に

【8面へ続く】

【7面から続く】

伴う新たな制度の創設
3年3月末の現行過疎
法失効後の過疎地域の持
つ多面的・公益的機能を
積極的に評価し、国土づ
くりにおける過疎地域の
意義と役割を明記した新
たな制度の創設、過疎対
策事業債制度の維持、新
たな過疎対策法における
多面的な観点からの過疎
地域指定を要望。

総務省の過疎問題懇談
会(座長・宮口早稲田大
学名誉教授)は、2年4
月17日、新たな過疎対策
の理念や対象地域のあり
方、施策の視点、支援制
度のあり方等について提
言を行った。

9 合併市町村に対する支援の拡充

①合併特例債の所要額
確保、元利償還金の普通
交付税算入率の引上②普
通交付税の合併算定最終
了後も安定的な行財政運
営が可能な合併市町村の
実態を十分反映した交付

税算定の実施③今後合併
する市町村に対する十分
な財政措置の実施④「市
町村の合併の特例に関す
る法律」の2年3月末以
降の期限延長一を要望。

①について、旧合併特
例債は、2年度地方債計
画に前年度同額の620
0億円が計上された。

②について、平成30年
度に見直しを行った商工
行政費等の各事項につい
て、引き続き段階的に交
付税の算定に反映するこ
ととした。

③④について、政府は、
現行法の期限を10年延長
する「市町村の合併の特
例に関する法律の一部を
改正する法律案」を第2
01回通常国会に提出、
賛成多数で可決された。

10 社会保障・税番号
制度に係る取組強化

(1) 制度の運用に係る財
政措置の拡充

情報連携及びマイナ
ポータルの本格運用等の
制度の運用に係る地方自

治体の財政負担に対する
支援措置の拡充を要望。

元年5月、「情報通信
技術の活用による行政手
続等に係る関係者の利便
性の向上並びに行政運営
の簡素化及び効率化を図
るための行政手続等にお
ける情報通信の技術の利
用に関する法律等の一部
を改正する法律」が成
立・公布された。これに
より、マイナンバーカー
ドを活用した行政のデジ
タル化が推進される。

また、元年6月4日の
デジタル・ガバメント閣
僚会議(第4回)では、
マイナンバーカードの普
及促進等について決定。
普及促進等のポイントと
して、▽自治体ポイント
の実施▽マイナンバー
カードの健康保険証利用
▽マイナンバーカードの
円滑な取得・更新の推進
一を挙げた。

(2) 制度の周知徹底等
国民に対して制度の趣
旨、仕組み、効果等につ

いて一層の周知徹底を図
るとともに、万全のセ
キュリティ対策を要望。

2年度内閣府社会保
障・税番号制度関係予算
では、マイナンバー制度
の推進に2・47億円、う
ちコールセンターの運営
及び普及・広報に2・22
億円が確保された。

11 基地対策関係予算
の確保等

(1) 基地交付金・調整交
付金の所要額確保等

基地交付金・調整交付
金の所要額確保、基地交
付金の対象資産の自衛隊
が使用する全財産への範
囲拡大を要望。

2年度総務省予算では、
基地交付金に291・4
億円、調整交付金に74・
0億円の合計365・4
億円が確保された(いず
れも前年度同額)。

(2) 基地周辺対策経費の
所要額確保

基地周辺対策事業の補
助施設・範囲等の適用基
準の更なる緩和と所要額

確保を要望。

2年度防衛省予算にお
いて、基地周辺対策経費
は、歳出ベースで155
5・81億円が確保された。

12 治安対策の強化等

(1) 治安対策の強化

①暴力団等による組織
犯罪、銃器使用の凶悪犯
罪や薬物組織犯罪への取
組強化、留置場、拘置所
など治安関係施設の整備
拡充②再犯防止に向けた
教育・職業訓練の充実、
再犯防止推進のための人
的・物的基盤の整備、地
方自治体や民間団体等の
関係者との連携・協力③
来日外国人犯罪防止の観
点からの入国管理体制強
化一を要望。

2年度警察庁予算では、
一般会計3603・05億
円、東日本大震災復興特
別会計11・89億円、合計
3614・94億円を確保。

2年度法務省治安対策
関係経費では、矯正施設
の環境整備や法務省施設

の防災・減災対策等の施
設整備関係経費214・
59億円、円滑な出入国審
査と厳格な出入国管理を
高度な次元で両立するた
め等の出入国在留管理庁
関係経費617・95億円
が計上された。

(2) 運転免許証自主返納
者に対する支援
地方自治体が行う運転
免許証の自主返納を促進
する取組への財政的支援
を要望したが、実現には
至っていない。

(3) 拉致問題の全容解明
と早期解決
2年度予算では、内閣
官房拉致問題対策本部
事務局関係に13・21億
円、内閣府大臣官房拉致
被害者等支援担当室関係
に3・72億円が計上され、
拉致被害者全員の帰国に
向けた取り組みが推進さ
れる。

3614・94億円を確保。
2年度法務省治安対策
関係経費では、矯正施設
の環境整備や法務省施設

13 所有者不明土地対策

(1) 地方自治体等が円滑
に活用・管理できる

環境の整備

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく地方自治体等の所有者不明土地の潤滑な利活用、適切な管理を可能とする環境整備を要望。

2年度国土交通省土地・産業局予算では、所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援に4・8億円を計上した。

(2) 所有者不明土地に関する情報基盤の整備

(3) 不動産権利に関する登記制度の見直し

所有者不明土地に関する情報基盤の整備、不動産の権利に関する登記制度の早急な検討を要望。

第201回通常国会に

おいて、土地の適正な利用や管理を所有者らの責務として位置付けることを柱とする土地基本法改正案が提出、可決された。また、相続登記の義務化は、法制審議会で具体的な検討を実施している。

ほか、2年度法務省予算では、所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等に63・2億円が確保された。

14 北方領土返還

(1) 早期返還の実現

北方領土の早期返還実現のための対口外交交渉の強力な推進、啓発活動および北方領土教育の充実、返還要求運動の後継者育成の強化等を要望。

2年度内閣府北方対策本部予算では、総額16・91億円(前年度比0・02億円増)を計上し、次世代、観光客の拡大及び元島民の身体的負担の軽減に重点を置いて事業が実施される。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土隣接地域の振興対策の促進、元居住者に対する援護対策の速やかな実施などを要望。

2年度国交省北海道局予算では、北方領土隣接

地域振興等経費として1・02億円を計上し、北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成が支援される。

15 竹島の領有権確立

竹島の領有権確立に向け、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策強化を要望。竹島をめぐる状況に大きな変化は見られなかったが、2年度領土・主権

対策関係予算は3・8億円が確保された。

16 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減

日米地位協定の抜本的な改定および在沖米軍基地の負担軽減を要望したが、実現に至っていない。

17 人権救済制度の確立

人権問題の解決に向けた人権教育、人権啓発推

進、実効性ある人権救済制度の確立を要望。

2年度法務省予算では、人権侵害による被害者救済活動や人権啓発活動の実施などに35・17億円を計上。引き続き人権擁護施策を推進する。

18 在留外国人向け相談体制の整備に向けた交付金の継続的・安定的な確保及び要件等の緩和

外国人受入環境整備交付金の継続的・安定的確保

また、2年度法務省予算では、地方公共団体における一元的相談窓口設置への支援として外国人受入環境整備交付金12億円を確保した。

議会人事

▼事務局長

- ▼三郷 渡辺 健(4・1)
- ▼船橋 大澤孝良(4・1)
- ▼木更津 栗原由和(4・1)
- ▼松戸 渡部俊典(4・1)
- ▼八千代 鎌形智明(4・1)
- ▼富津 重城 祐(4・1)
- ▼匝瑳 増田善一(4・1)
- ▼三島 三田由美子(4・1)
- ▼伊東 富士二成(4・1)
- ▼掛川 大井敏行(4・1)
- ▼裾野 河合正彦(4・1)
- ▼伊豆の国 高橋博美(4・1)
- ▼安城 野畑 伸(4・1)
- ▼犬山 武藤裕一朗(4・1)
- ▼尾張旭 梅本宣孝(4・1)
- ▼弥富 柴田寿文(4・1)
- ▼亀山 井分信次(4・1)
- ▼いなべ 鈴木 訓(4・1)
- ▼岐阜 川合正能(4・1)
- ▼美濃 澤村 浩(4・1)
- ▼多治見 柚木崎宏(4・1)
- ▼恵那 原田義巳(4・1)
- ▼可児 宮崎卓也(4・1)
- ▼豊中 明石治美(4・1)
- ▼茨木 野村昭文(4・1)
- ▼箕面 井西 浩(4・1)
- ▼柏原 辰巳伸一(4・1)
- ▼羽曳野 山下和男(4・1)
- ▼高石 山本富之(4・1)
- ▼福知山 菅沼由香(4・1)
- ▼舞鶴 櫻井晃人(4・1)
- ▼宮津 松崎正樹(4・1)
- ▼大津 清水克士(4・1)
- ▼湖南 岡田正彦(4・1)
- ▼高島 岩松充司(4・1)
- ▼長浜 西川 昇(4・1)
- ▼芦屋 寺川貴嗣(4・1)
- ▼赤穂 東南武士(4・1)
- ▼加東 肥田繁樹(4・1)
- ▼五條 馬場雅樹(4・1)
- ▼御坊 松本良平(4・1)
- ▼海南 小柳卓也(4・1)
- ▼安来 細田孝吉(4・1)
- ▼倉敷 平松孝幸(4・1)
- ▼笠岡 長野浩一(4・1)
- ▼井原 和田広志(4・1)
- ▼総社 河相祐子(4・1)
- ▼瀬戸内 三浦光男(4・1)
- ▼尾道 信藤俊壮(4・1)
- ▼江田島 矢野圭一(4・1)
- ▼周南 井上達也(4・1)
- ▼観音寺 岡崎洋祐(4・1)
- ▼西条 寺川 齊(4・1)
- ▼四万十 西澤和史(4・1)
- ▼小郡 小中謙一(4・1)
- ▼鳥栖 橋本千春(4・1)
- ▼武雄 川久保和幸(4・1)
- ▼島原 森本一広(4・1)
- ▼五島 大宰昭三(4・1)
- ▼八代 岩崎和也(4・1)
- ▼佐伯 村上秀雄(4・1)
- ▼えびの 山口 忍(4・1)
- ▼枕崎 沖園信也(4・1)

【11面から続く】

- (3) その他、子育て世帯への臨時特別給付金など「生活に困っている世帯や個人への支援」については、内容が多岐にわたるため、事務手続の簡素化を図るとともに、国民にその内容を分かりやすく周知徹底すること。
- (4) 感染者やその家族、感染症治療に当たる医療従事者やその家族、宿泊所など自宅以外の療養の場とその関係者に対する風評被害や偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」について、各指定都市が地域の実情に応じて必要となる独自の施策を機動的に実施できるよう、「特定警戒都道府県」の位置付けや地方自治体の財政力に関わらず、必要な額を措置するとともに、交付対象事業の要件を最大限緩和するなど、柔軟な対応を行うこと。
併せて、大都市部における感染拡大が社会・経済に及ぼす影響にかんがみ、指定都市に対する交付限度額について、十分配慮すること。
- (6) 感染拡大による国民生活への影響を引き続き注視し、生活の困っている世帯や個人に対する支援など、状況に応じて追加の支援策を迅速に講じること。その際には、地方自治体の財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すること。

3 雇用維持と事業継続の確保等

- (1) 感染症の地域経済への影響を最小限に止め、早期に成長軌道に回復するため、感染症が収束し、停滞する経済活動が再生するまでは、観光関連、運輸、飲食、サービス、農林水産などを中心に、中小企業・小規模事業者、農林漁業者などが事業継続できるよう徹底した資金繰り対策を講じること。
また、外出自粛などの要請に伴い利用者が著しく減少している公共交通事業者や、世界的な物流停滞の影響を受けている港湾等の物流関係事業者に対して、必要な支援を行うこと。
- (2) イベントの開催や事業活動の自粛要請などにより休業した個人事業主(フリーランスを含む)、芸術家、スポーツ・文化施設等を運営する団体、公益事業活動を行うNPO法人などすべての事業者について、休業等に伴う臨時的な損失補償制度や新たな経営支援制度を創設するなど、雇用維持と事業継続を支援するため必要な対策を迅速に講じること。
- (3) 新たに創設される「持続化給付金(仮称)」について、対象となる事業者への給付を迅速に行うことができるよう、事前の周知を徹底するとともに、事務手続きを極力簡素化すること。
- (4) 雇用調整助成金については、日限上限を引き上げるとともに、対象となる事業者への助成が迅速に行われるよう窓口相談体制の強化や事務手続きの簡素化を図るとともに、自治体に過度の事務負担が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 感染拡大による国民経済への影響を引き続き注視し、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援など、状況に応じて追加の支援策を迅速に講じること。その際には、地方自治体の財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すること

4 小中学校等の一斉休業に伴う環境整備

- (1) 臨時休業が長期化した場合、教材の作成や配布、学力低下の防止、放課後児童クラブなど子どもの生活対策のために自治体を実施する諸事業について、十分な財政措置を講じること。
また、児童生徒の遠隔学習を可能にするインターネット環境、授業動画の作成・配信システムなどの整備、児童生徒への端末貸与などについて、十分な財政措置を講じること。
なお、財政措置については、複数年にわたる執行を可能にする制度とすること。
- (2) 感染拡大により、小中学校の令和2年度修学旅行の延期・中止を検討せざるを得ない状況に至っているが、キャンセル料等が発生した場合、保護者及び旅行業界双方の状況を踏まえ、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 保護者の経済的負担を軽減し、不安を解消するための緊急的な措置として小中学校の児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした学校設置者に対し、必要な財政措置を講じること。

令和2年4月24日

全国市議会議長会
指定都市協議会
会長 岩井 雅夫
(千葉市議会議長)



宇佐市役所新庁舎
(写真提供=宇佐市)



議場
(同左)

市民に開かれた議会を推進するため、傍聴席には十分なスペースと車いす席が設けられ、スロープでアクセス可能なユニバーサルデザインに基づく設計となっている。

▽宇佐市(大分県)
〒879-0492
宇佐市大字上田1030-1
TEL 0978-32-1232
0978-32-1437
FAX 0978-32-1437
議会フロアは4階。

新庁舎落成

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、4月7日、政府は「緊急事態宣言」を7都府県に対し発出すると同時に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定した。

その後、4月16日には、「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付けた。

しかしながら、依然として感染者の急増が続くなど、収束が見通せない状況にあり、雇用や経済に大きな影響が生じているとともに、国民生活における不安が高まっている状況である。

特定警戒都道府県には指定都市13市が含まれるとともに、全国20の指定都市にはわが国人口の約2割が居住し、高度な都市機能と多様な産業が集積する中枢都市として、感染拡大の防止と地域経済の再生に果たす役割は極めて大きい。

未曾有の国家的な危機に当たり、全国市議会議長会指定都市協議会は、国、都道府県、市町村、医療機関、関係機関と緊密な連携を図り、全力を挙げて新型コロナウイルス感染の早期収束と、国民生活及び経済雇用の安定確保に取り組む決意である。

よって、政府におかれては、以下の事項について、時機を失することなく全省庁挙げて取り組み、確実に実現されることを強く要請する。

記

1 感染拡大防止と医療提供体制の確立

(1) 感染者の更なる急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。

ア 医療現場の機能を維持するため、緊急経済対策に沿って、必要な病床、医療用資器材、医療従事者の確保を図るとともに、都道府県の枠を越えた広域的な移送体制の整備を図ること。

イ PCR検査機器の配備等による検疫・検査体制を強化し、必要な検査をこれまで以上に積極的に実施できるようにすること。

併せて、無症状病原体保有者及び軽症者の受入れ可能な施設を、既存の宿泊施設等も活用して早急に整備できるように、地方自治体が受入れ可能施設を確保する場合に必要な経費の全額負担を含め、国において積極的な対応・支援を行うこと。

ウ 感染者受入病院は、院内他部門の看護師等による応援体制を組むなどの対応に伴い、一般診療の機能低下や手術延期などの支障を来し、病院経営や地域医療に大きな影響が生じている現況にかんがみ、臨時的な診療報酬の取扱いに加え、早急に必要な財政的支援を行うこと。また、一般病床の感染症病床への転用に伴う病棟改修などの必要経費についても全額負担すること。

エ 感染拡大の防止に必要な保健所の体制を維持強化するため、職員動員などに苦慮している指定都市の現状を踏まえ、国において一層の人的・財政的支援を行うこと。

オ 感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。

(2) 医療用マスクやガウン、人工呼吸器等の医療用資器材について、既存企業への支援はもとより、一時的な規制緩和等の措置により新規参入する企業を募るなど、国内での生産・増産体制を早急に整備し、速やかに必要数を供給できるようにし、医療機関における現場のニーズに適切に対応すること。

(3) 国主導の下、治療薬及びワクチン開発について総力を結集するとともに、国際的な協力体制を早急に構築し、感染症の早期抑圧・収束を図ること。

(4) 指定都市はじめ大都市圏は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえ、全国的な感染拡大の起点となることがないように、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の配分に当たっては、「特定警戒都道府県」か否かに関わらず、まん延防止対策に必要な額を全額確保すること。

その際、感染拡大の防止や医療提供体制の確立に保健所が重要な役割を果たすことを踏まえ、指定都市等の保健所設置自治体が感染拡大の防止に必要な施策を確実に実施できるよう、重点的な配分に配慮すること。

また、緊急的な対応を迅速に行う観点から、指定都市については直接交付の対象とすること。

(5) 感染拡大に歯止めがかかり、その収束の見通しが立った後には、将来のパンデミックの発生に万全を期するため、今回の一連の感染症対策について、水際対策、検査体制、医療提供体制、関係機関との連携など多岐にわたって詳細な検証を行うとともに、感染拡大の防止に有効なシステムの確立を図ること。

2 国民生活の安定と風評被害・偏見差別の防止

(1) マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計などが全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・増産体制と供給体制を強化するとともに、特に各種の社会福祉施設、学校はじめ、公共的社会的基盤の担い手、救急隊などに対して必要な数量を速やかに配布できる環境を早急に整備すること。

(2) 特別定額給付金（仮称）については、国民生活に多大な影響が生じている状況を踏まえ、人口の多い指定都市においても迅速に給付されるよう、給付事務の簡素化や地方自治体からの相談窓口の一本化など、地方自治体や申請者の負担を軽減できる制度設計をできるだけ速やかに確定すること。また、給付に要する経費については、全額国費で確実に負担すること。

新型コロナウイルス対策に関する緊急要望

新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、3月11日に世界保健機関(WHO)がパンデミックと表明するに至っている。

そのような中、我が国においても、感染者が増加の一途をたどり、学校の一斉休業や大規模イベントの自粛要請などにより、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

政府においては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大するなどの対策を進めているところであるが、いまだ収束する気配が見えず、国民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。

このような未曾有の難局に対し、引き続き、国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設の防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務の従事者やこれらの家族、外国人等に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 外出自粛に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び体制の充実を図ること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 感染者の更なる急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。
このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応(トリアージ)、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (3) 検査機関や医療機関におけるPCR検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
- (5) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

3 学校休業への対応について

- (1) 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等に対し地方自治体を実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- (2) 感染拡大に伴い、小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、保護者及び旅行業界双方の状況を踏まえ、必要な財政措置を講じること。
- (3) 児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」を強力に推進すること。また、遠隔授業や在宅学習が可能となる環境を迅速に整備するとともに、十分な財政措置を講じること。

4 経済対策について

- (1) 地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等が事業継続できるよう、徹底した資金繰り対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事業者の負担を軽減するため、支援措置を早急に講じること。
- (3) 新たに創設される「持続化給付金(仮称)」について、対象となる事業者への給付を迅速に行うことができるよう、事前の周知を徹底するとともに、事務手続を極力簡素化すること。
- (4) 雇用調整助成金については、日限上限を引き上げるとともに、対象となる事業者への助成が迅速に行われるよう窓口相談体制の強化や事務手続の簡素化を図るとともに、地方自治体に過度の事務負担が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 国の責任のもと、休業した事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受ける事業者に対する救済措置を講じること。
- (6) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (7) 国民への現金給付を行う際、市区町村に過度な事務の負担が生じることのないよう配慮するとともに、給付に要する経費については、全額国費で負担すること。

令和2年4月24日

全国市議会議長会
会長 野尻 哲雄